第十条の表第百十四条の十六の二第三項の項を次のように改める。

第百十四条の十六の二第三項	受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	第一項第二号及び第四号	第一項第二号

第十二条の表第百十四条の二十六第二項第九号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十六第五項	知事等	地方公共団体情報システム機構
	本人確認情報	住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）

第十二条の表第百十四条の二十八第二項第二号及び第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十八第四項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十二条の表第百十四条の二十八の二第一項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十八の二第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十二条の表第百十四条の二十八の三第一項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十八の三第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十二条の表第百十四条の三十第一項第二号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十五条の表第百十四条の四十の二第一項の項を次のように改める。

第百十四条の四十の二第一項	法	改正前国共済法
	年金である給付	改正前国共済法による職域加算額
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）	受給権者
	本人確認情報	住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）

第十五条の表第百十四条の四十の三第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の四十の四第一項及び第百十四条の四十二第一項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十五条の表第百十四条の四十二第二項第四号の項の次に次のように加える。

第百十四条の四十二第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十五条の表第百十四条の四十二第五項の項を次のように改める。

第百十四条の四十二第五項	繰下げ待機者	繰下げ待機者（平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十五条の表第百十四条の四十四第一項の項及び第百十四条の四十四第二項の項を次のように改める。

第百十四条の四十四第一項	退職共済年金の	旧職域加算退職給付の
	退職共済年金又は障害共済年金	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）
	法第四十五条第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条第一項
	相続人	者
	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十四第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の二の三第二項第五号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構
	本人確認情報	住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）